

＊浦安市＊ 障害福祉サービスの新規利用のご案内

1. 障害福祉サービスにはどんなサービスがあるの？

障害者総合支援法に基づいた介護給付費や訓練等給付費のサービスをご利用いただけます。

介護給付

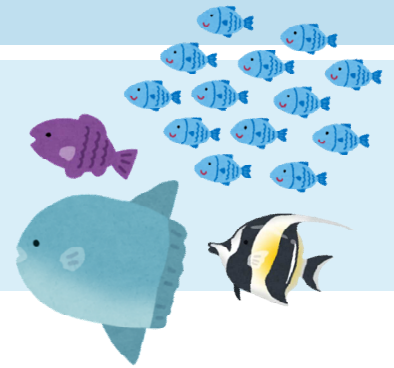
居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、
施設入所支援

訓練等 給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、
就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）

相談支援 給付

計画相談支援給付…計画相談支援
地域相談支援給付…地域移行支援、地域定着支援



2. 相談員による専門的なサポートを受けられます！

障がいのある方からの依頼に基づき、相談員（「相談支援専門員」と言います）がケアプラン（「サービス等利用計画」と言います）を作成し、定期的にサービスなどの利用状況のモニタリングを行います。

サービスの利用調整や利用状況の確認、情報提供などの支援を行います。費用はかかりません。

3. どんな方がサービスを受けられる？

- ＊身体障害者手帳をお持ちの方
- ＊療育手帳をお持ちの方、または、知的障がいがあると判定されている方
- ＊精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または、精神障がいがあると診断されている方
- ＊障害者総合支援法の対象疾患で、特定医療費（指定難病）受給者証などをお持ちの方、または、診断されている方

4. サービスに係る費用は？

サービス利用にかかる利用者負担額は、原則として1割負担となりますが、国では負担軽減を目的に月額の上限負担額を定めています。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 （市民税所得割16万円未満） ※入所施設（20歳以上）、GH利用者を除きます	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

5. どうやって利用する？



①申請

※障害支援区分の認定

サービスの利用を希望する場合は、障がい事業課に支給申請を行います。

訓練等給付のサービスをご希望の場合

障がい事業課窓口にて、聞き取り調査（60分程度）を行います。
事前にご予約の上、窓口にお越しください。

介護給付のサービス※をご希望の場合

障害支援区分の認定が必要です。認定調査員が普段生活されている環境に訪問し、聞き取り調査（60分程度）を行います。

認定調査と医師意見書（市から主治医に作成を依頼します）の内容の他、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて障害支援区分が認定されます。認定には最大1か月半程お時間をいただきます。

※共同生活援助（グループホーム）の申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

②ケアプランの作成依頼

福祉サービスの利用申請にあたり、ケアプランの提出が必要となります。相談支援事業所へ連絡をし、ケアプランの作成を依頼してください。

※自分でケアプランの作成することを希望する場合や、相談支援事業所が見つからない場合は、セルフプランを提出することができます。



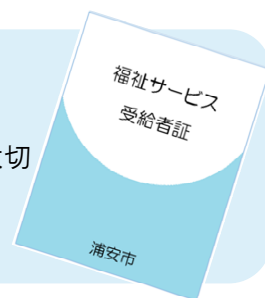
市ホームページ

「相談支援事業所の一覧」

③支給決定

書類が揃った段階から概ね2週間
お時間をいただきます

障がい事業課から「福祉サービス受給者証」が届きます。
サービスの利用に必要な情報が記載されていますので、大切に扱いましょう。支給決定内容を証明する書類となります。



④サービス利用開始

受給者証をもって事業所と契約し、サービスの利用を開始します。
サービス利用開始後に、サービスの内容や支給量に変更が生じる場合は、事前にケアプランを市に提出し、支給内容の変更決定を受ける必要があります。

市ホームページより、サービスに関するより詳しい情報をご確認いただけます。
申請様式などをダウンロードすることができます。



制度全般に関する
お問い合わせ

浦安市 障がい事業課 （平日：8：30～17：00）
電話 047-712-6397 FAX 047-355-1294
メールアドレス shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp

